

有料老人ホーム重要事項説明書（住宅型専用）

施設名	カルペディエム
定員・室数	113 人 ・ 113 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型（自立含む）
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居室区分	定員1人

1 事業主体

名 称	法人等の種別 営利法人		
	フリカナ	カシカイヤメイヨウ	
	名 称	株式会社 明昭	
主たる事務所の所在地	〒	121-0064	
	東京都足立区保木間四丁目3番5号		
連 絡 先	電 話 番 号	03-5851-3581	
	ファックス番号	03-3850-1581	
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.fukushi-e.com		
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名 藤田 千代士
設 立 年 月 日	平成10年8月10日		
主 な 事 業 等	老人ホーム経営、介護保険サービス事業、（居宅介護支援、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）、サービス付き高齢者向け住宅		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	1	ヘルパーステーションめいしょう	足立区竹の塚4-4-13 2F
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	2	ふちえ明生苑デイサービスセンター	足立区保木間4-31-1
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	16	ハートランド明生苑 他	足立区保木間4-3-5
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	1	リハビリデイサービスえど川	江戸川区東葛西7-13-8
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	1	グループホーム竹	足立区六月2-32-6
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		

居宅介護支援	1	めいしょう居宅介護支援事業所	足立区竹の塚4-4-13 1F
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	10	ハートランド明生苑 ほか	足立区保木間4-3-5
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	グループホーム竹	足立区六月2-32-6
介護予防支援	1	めいしょう居宅介護支援事業所	足立区竹の塚4-4-13 1F
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカ`ナ	加ハ`ディエム		
	名 称	カルペディエム		
所 在 地	〒	203-0033		
		東京都東久留米市滝山5丁目6番2号		
連 絡 先	電 話 番 号	042-420-1691 (11/17まで本社開設準備室03-5851-3581)		
	ファックス番号	042-420-1692 (11/17まで本社開設準備室03-3850-1581)		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.fukushi-e.com			
管 理 者 職 氏 名	役職名	施設長	氏名	河野 健巳
事 業 開 始 年 月 日	令和6年12月1日			
届 出 年 月 日	令和6年10月31日			
届出上の開設年月日	令和6年12月1日			
事業所へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・西部新宿線「花小金井駅」下車、花小金井駅入り口バス停より武15「滝山団地」行バスにて滝山五丁目下車徒歩5分 ・西武池袋線「東久留米駅」西口下車、武21「武蔵小金井駅」行にて滝山五丁目下車徒歩約5分 			

施設・設備等の状況										
敷地	権利形態	—		抵当権	あり					
	面積	1944.8 m ²								
建物	権利形態	賃貸借		抵当権	あり (未定)					
	延床面積	3406.36 m ²		うち有料老人ホーム分 3388.51 m ²						
	竣工日	令和6年11月30日 (予定)								
	階数			地上	3階		地下	0階		
				うち有料老人ホーム分 地上	3階		地下	0階		
	構造	耐火建築物		建築物用途区分		老人ホーム				
	併設施設等	あり ((仮称) ケアプラン カルベディエム)								
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	令和6年11月29日		～ 令和36年11月30日					
		自動更新	あり							
居室	階	定員	室数	面積						
		3階	1人	47	14.2 m ²		～	19.22 m ²		
	2階	1人	49	16.2 m ²		～	19.22 m ²			
	1階	1人	17	16.2 m ²		～	16.2 m ²			
				m ²		～	m ²			
一時介護室	階	定員	室数	面積						
				m ²		～	m ²			
居室内の設備等	便所		一部あり		1F・2Fはトイレあり 3Fは共用トイレ					
	洗面		全室あり							
	浴室		なし							
	冷暖房設備		全室あり							
	電話回線		なし ()							
	テレビアンテナ端子		全室あり (設置各自、放送契約・料金各自)							
共同便所	8箇所		(3Fのみ定員47名に対し4カ所) (男女共用)							
共同浴室	個浴:	3		大浴槽:	0		機械浴:	2		
	併設施設との共用	なし ()								
食堂	兼用	あり (一部を機能訓練スペース)								
	併設施設との共用	なし ()								
その他の共用施設	なし ()									
エレベーター	あり 2基									
消防設備	自動火災報知設備:		あり		火災通報装置:	あり		スプリンクラー: あり		
緊急呼出装置	居室:	あり		便所:	あり		浴室:	あり		
脱衣室:	あり									

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
管理者(施設長)	1					1人	1.0	
生活相談員	1					1人	1.0	
看護職員:直接雇用						0人		
看護職員:派遣						0人		
介護職員:直接雇用			1			1人	0.5	当社運営の訪問介護事業所介護職員と兼務します。給付以外の時間で施設のサービスを行います。(当直含む)
介護職員:派遣						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
栄養士				1		1人	0.4	
調理員						0人		
事務員	1					1人	1.0	
その他従業者	1					1人	1.0	
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						39時間		10分

③-1 介護職員の資格																	
資格	延べ 人数	常勤		非常勤													
		専従	非専従	専従	非専従												
介護福祉士																	
実務者研修																	
介護職員初任者研修																	
介護支援専門員																	
たん吸引等研修（不特定）																	
たん吸引等研修（特定）																	
資格なし																	
③-2 機能訓練指導員の資格																	
資格	延べ 人数	常勤		非常勤													
		専従	非専従	専従	非専従												
理学療法士																	
作業療法士																	
言語聴覚士																	
看護師又は准看護師																	
柔道整復師																	
あん摩マッサージ指圧師																	
はり師又はきゆう師																	
③-3 管理者（施設長）の資格						介護支援専門員・介護福祉士											
④ 夜勤・宿直体制						当社訪問介護職員が最低1名夜勤務 ※緊急時対応を夜勤職員が実施し、施設長等の施設職員へ連絡しオンコール対応となります。											
配置職員数が最も少ない時間帯						20時0分～7時0分											
上記時間帯の職員配置数						介護職員 1人以上		看護職員 0人以上									
従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）																	
勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者							
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤						
1年未満																	
1年以上3年未満																	
3年以上5年未満																	
5年以上10年未満																	
10年以上																	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

4 サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり（直営）
食事介助サービス	なし 訪問介護を利用
入浴介助サービス	なし 訪問介護を利用
排せつ介助サービス	なし 訪問介護を利用
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり 施設サービス/訪問介護を利用
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	なし 訪問介護又は訪問看護を利用
金銭管理サービス	あり 入居者の希望により実施、現金30,000円まで。出納の記録の写しを定期的に発行します。
定期的な安否確認の方法	日中、夜間共に巡回にて実施 一部はモニターなどの介護器機により実施
施設で対応できる医療的ケアの内容	主治医による訪問診療及び主治医の指示による訪問看護師による訪問看護を利用できます。看護の対応範囲については、主治医及び訪問看護師により決定されるので、施設職員は直接医療的処置を行いません。

医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団 好仁会 滝山病院
	所在地	東久留米市滝山4-1-18
	協力の内容	外来診療、救急外来診療、入院治療、訪問診療、医療相談
協力医療機関(2)	名称	(9/26現在、探し中です。決定次第記入し再提出します)
	所在地	
	協力の内容	
協力歯科医療機関	名称	
	所在地	
	協力の内容	
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		なし
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	概ね60歳以上
	要介護度	自立、要支援1・2、要介護1～5
	医療的ケア	経管栄養、中心静脈栄養、がん末期の緩和ケア など
	認知症	他者への迷惑行為、24時間見守りが必要でなければ可 認知症自立度Ⅱ程度までの方
	その他	なし
連帯保証人	事業者との合意により、入居者と連帯して入居者の金銭債務を契約書に記載のある極度額を限度に履行する責任を負います。(入居契約書第37条)	
身元引受人等の条件、義務等	原則、三親等以内のご親族様による身元引受人1名を定めていただきます。施設で提供されるサービス等について、必要に応じ施設と協議を行います。入居者様の死亡により入居契約が終了した場場合には、入居者様のご遺体と遺留金員をお引き取りいただきます。(入居契約書第38条)	
体験入居	利用期間	連続する14日間
	利用料金	11,000円(税込)
	その他	ご利用を希望される場合は、事前に住所地のある市町村などへ介護保険利用に関する確認が必要となりますのでご了承ください。
入院時の契約の取扱い	ご入院中も入居契約は継続されていますのでご退院後もご入院前にご利用いただいていた居室に戻ることが可能です。但し、ご入院中の月額利用料のうち不在日数分の食材費以外の費用はご負担いただきます。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	<ol style="list-style-type: none"> ① 身体拘束適正化委員会において、厚生労働省による「身体拘束ゼロへの手引き」に従い、切迫性・非代替性・一時性に該当するか否かの検討を行い、身体拘束を行わない場合のリスクの検討も同時に行い、緊急やむを得ない状況にあたるかの検討を行います。 ② 緊急やむを得ないと判断された場合には、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・時間帯・機関などを明らかにし、ご本人様及びご家族様へ十分な説明を行い同意を得ます。 ③ 身体拘束を実施している際のご本人様の心身の状況等を記録します。 ④ 緊急やむを得ない状況でなくなった場合に、直ちに解除できるよう、身体拘束適正化委員会において常に検討を行い、心身の状況の記録を行います。 	
事業者からの契約解除	<p>下記の場合において、施設より契約解除を申し入れる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入居申し込み書等への虚偽の記載により入居された場合 ② 利用料そのたの支払いを不当に2カ月以上遅滞させた場合 ③ 施設内で禁止または制限される行為の規定違反があった場合 ④ 入居者本人の自傷行為または他の入居者への迷惑行為(精神的・身体的)があった場合、またはその恐れがある場合で、通常の介護方法ではこれを防止できないとき 	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		

その他の居室への移動		あり	
判断基準・手続	ご入居者様のご希望、または医師の意見を踏まえた心身の状況による		
利用料金の変更	なし		
前払金の調整	なし		
従前居室との仕様の 変更	3Fは共用トイレのみの設置		
提携ホーム等への転居		あり ハートランド明生苑 ほか	
判断基準・手続	ご入居者様のご希望、または医師の意見を踏まえた心身の状況による		
利用料金の変更	移転先施設の料金体系による		
前払金の調整	なし		
従前居室との仕様の 変更	移転先施設の設備による		
苦情対応窓口			
窓口の名称 1		カルペディエム 相談窓口	
電話番号	042-420-1691(11/17までは本社開設準備室03-5851-3581)		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (月~金 夏季・年末年始以外)		
窓口の名称 2		ハートランド相談室(株式会社 明昭 本社内)	
電話番号	03-5851-3581(本社 開設準備室)		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (月~金 夏季・年末年始除く)		
窓口の名称 3		東久留米市 介護福祉課 介護サービス係	
電話番号	042-470-7750		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (月~金 夏季・年末年始除く)		
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称: 東京海上日動火災保険会社 居宅介護事業者賠償責任保険		
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者 の意見等を把握する取組		あり	
東京都福祉サービス 第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による 第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢:		歳		入居者数合計:		0 人	
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
65歳未満									
65歳以上75歳未満									
75歳以上85歳未満									
85歳以上									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入居継続期間別入居者数									
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計		
入居者数							0		
男女別入居者数	男性:		人		女性:		人		
入居率(一時的に不在となっている者を含む。)				0 % (定員に対する入居者数)					

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	
介護老人保健施設へ転居		死亡	
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	0

6 利用料金

入居準備費用	なし							円
明内細訳								
支払日・支払方法								
解約時の返還								
敷金	あり							
金額	300,000 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。							
家賃及びサービスの対価								
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)					
			家賃	管理費 (税込み)	介護費用	食費	光熱水費	
部屋タイプA (16㎡)	0円	172,600円	80,000	44,000	0	48,600	0	
部屋タイプB (16㎡南向)	0円	182,600円	90,000	44,000	0	48,600	0	
部屋タイプC (18/19㎡)	0円	182,600円	90,000	44,000	0	48,600	0	
部屋タイプD (14㎡)	0円	162,600円	70,000	44,000	0	48,600	0	
部屋タイプD (14㎡南向)	0円	172,600円	80,000	44,000	0	48,600	0	
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価 (円) × 想定居住期間 (月) により算出 (月額単価の説明) (想定居住期間の説明)						
	家賃	施設地代家賃、施設設備設置費用を勘案し設定						
	管理費	① ヘルスサポート費（協力医療機関への受診手配、予約、情報提供、及び車両送迎等） ② 共用部の維持管理費用、定期点検費用、定期清掃費用 ③ 水道光熱費（専用居室及び共用部） ④ 行政手続きサポート ⑤ 生活支援費用及び事務管理費用						
	介護費用	なし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。						
	食費	お食事は月極希望申込制です、開始及び終了はいつでも可能です。 朝食 540 円・昼食 540 円・夕食 540 円 間食なし 1日当たり 1,620 円 × 30日で積算 厨房管理運営費 なし (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 前日までにキャンセルをお申出頂いた場合、翌月請求分より減額して調整致します。						
光熱水費	管理費に含む							

前払金の取扱い		
支払日・支払方法		
償却開始日		
返還対象としない額		
	位置づけ	
契約終了時の返還金の算定方式		
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月	起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から	日以内
保全措置	保全先：	
その他留意事項		
月額利用料の取扱い		
支払日・支払方法	毎月末締め、翌月26日にお客様ご指定の口座より引き落としとなります。	
その他留意事項	毎月15日前後に前月利用分月額利用料等についてご請求書が発送されます。	
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）	
料金改定の手続		
入居契約書第24条により、設置者は、目的施設が所在する地域の消費者物価指数等を勘案し、運営懇談会を開催し管理費及び個人的サービス等の額を改定することができます。		

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	部屋タイプA (16㎡)		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
なし	300,000円	なし	172,600円(食費含)

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

_____年 月 日

署名 _____

説明年月日
_____年 月 日

説明者職・氏名

職

署名

【 介護予防支援重要事項説明書 】

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口
 電 話 042-420-1691 (担当 稲垣貴文)
 ※ご不明な点は、何でもお問い合わせ下さい。

2. ケアプランカルペディエムの概要

(1) 介護予防支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランカルペディエム
所在地	東京都東久留米市滝山5丁目6番2号
介護保険事業所番号	
通常の事業実施地域	東久留米市、東村山市、清瀬市、小平市、西東京市

(2) 同事業所の職員体制

資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者	1名	0名	介護支援専門員と兼務	1名
介護支援専門員	0名	0名		0名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日除く)
土曜日、日曜日	お休み

※緊急連絡電話 042-420-1691

3. 介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

* サービス提供までの流れ

- ①介護予防支援の申し込み→②介護予防支援契約書の作成
 →③サービス提供開始

* サービスの内容

- ①介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう解決すべき問題を把握する。
- ②介護支援専門員は複数の介護予防サービス事業者等の情報を適正に利用者またはその家族に提供し、利用者は介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- ③介護支援専門員は、利用者およびその家族の希望並びに前項より把握された解決すべき課題に基づき、介護予防サービス計画および介護予防ケアプランの原案を作成する。また利用者は介護予防サービス計画および介護予防ケアプランに位置付けられた介護予防サービス事業者等の選定理由を求める事が出来ます。
- ④介護支援専門員は、サービス担当者会議において介護予防サービス計画および介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防サービス等の担当者

を招集し利用者の情報等を各担当者と共有し専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- ⑤介護支援専門員は、介護予防サービス計画および介護予防ケアプランの作成後も介護予防サービス計画および介護予防ケアプランの実施状況の把握を行い必要に応じて介護予防サービス計画および介護予防ケアプランの変更、また介護予防サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ⑥介護支援専門員は⑤に規定する実施状況の把握に当たっては特段の事情のない限り少なくとも3月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者面接し実施状況の把握を行うものとする。
- ⑦介護支援専門員は利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難になったと認める場合もしくは利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、それらの施設への紹介その他の便宜を図る。
- ⑧介護予防サービス事業者の選定に関しては、利用者・家族の希望をふまえて公正中立に決定する。

* 医療機関へ入院した利用者の退院後の円滑な在宅生活への移行を促進する目的で、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名および連絡先を当該医療機関にお伝え下さい。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険給付の適用となる場合、利用者の自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を住所地の市区町村の窓口へ提出し払戻の手続きを行って下さい。(払戻についてはご相談下さい。)

○介護予防支援費

介護予防支援費 (Ⅰ) 要支援1・2 月4, 884円

介護予防支援費 (Ⅱ) 要支援1・2 月5, 215円

○加算

初回加算 3, 315円

お客様の保険料滞納等のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて前記の金額(1か月当り)をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、原則として介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費(公共交通機関等の実費)が必要になる場合があります。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 事業所の介護予防支援の特徴等

(1) 運営方法

事業所の介護支援専門員は、利用者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助が出来るよう介護予防サービス計画および介護予防ケアプランの作成を行う。

事業の実施に当たっては、関係市区町村地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの受給が出来るよう努めるものとする。

(2) 介護予防支援の実施等

事業所では介護予防サービス計画および介護予防ケアプランにおいて利用者の解決すべき問題を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援致します。

(3) サービス利用のために

介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

6. 秘密保持

①介護支援専門員及び事業者の使用する従業者は、在職中及び退職後においてもサービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

②介護支援専門員および事業者は、利用者及び利用者の家族等から知り得た個人情報介護保険に関わる介護予防サービス事業者等への提示、サービス担当者会議等用以外では用いません。

③介護支援専門員および事業者は、利用者の個人情報の使用に当たっては事前に利用者および家族等の同意を得てから使用致します。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 稲垣貴文

電話 042-420-1691

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口(連絡先)担当者の設置

① 連絡先 TEL 042-420-1691 fax 042-420-1692

- ② 担当者名 稲垣貴文
- ③ 受付時間 9:00～17:00
- ④ 担当者が不在の場合の対応 事業所の従業員が初期対応出来る様に体制を整え、後に担当者へ引き継ぐ。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

① 苦情原因の把握

- a 利用者またはその家族等から苦情も訴えを良く聴き、必要に応じ利用者宅を訪問する等状況把握に努める。
- b 介護支援専門員は、利用者の置かれている立場等を十分配慮しながら、誠意をもって対応する事と心掛け、聞き取りを行う。
- c その他の処遇等に関する苦情においても、利用者のプライバシー等に十分配慮したうえで関係者と協力して事実確認等を実施する。

② 検討会の実施

- a 必要に応じ、苦情発生に関して事実関係の精査等を実施する為に、事業所内において検討会を開催する。
- b 解決後において、再度苦情が発生しない様、方策を決定する為に検討会を開催する。

③ 改善の実施

- a 検討会において、事業所が責めを帰すべき苦情に関しては、誠意をもってお詫びをし、今後の再発防止策の提案をしたうえで、再度利用者の意見を聞き再発防止に生かす。
- b 事業所が責めを帰さない場合であっても、訴えに対し傾聴し、もし誤解があるような場合は、不快な思いをさせない様配慮しながら説明を得られる様努力する。

④ 解決困難な場合

地域の権利擁護センターや、東京都国民健康保険団体連合会、各保険者介護保険課等の窓口を利用し解決へ向かう様にする。

⑤ 再発防止

②の検討会において決定した再発防止策の実施徹底が出来ているのかの検証を事業所内会議等において実施する。

⑥ 事故発生時の対応など。

- a 事故発生時は、利用者の身体を第一とした対応を心掛け、救急要請等や各利用者の緊急連絡先に応じた対応を心掛ける。
- b 市区町村介護保険課へ報告する。
- c 再発防止の為の方策を実施する。

(3) その他の参考事項

事業所内研修において、使用者のプライバシーに配慮したうえで再発防止勉強会においてケーススタディを行う。

- ① 事業所お客様相談、苦情受付担当 稲垣貴文
電話 042-420-1691

* 当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

② 通常の事業実施地域の苦情相談窓口

- (1) 東久留米市役所 福祉保健部介護福祉課介護サービス係

住 所 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1

電話 042-470-7750

東久留米市 西部地域包括支援センター

住 所 〒203-0043 東久留米市下里 4-2-50

電話 042-472-0661

- (2) 東村山市役所 健康福祉部介護保険課

住 所 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 いきいきプラザ 1階

電話 042-393-5111 (内線 3501~3504)

- (3) 清瀬市役所 介護保険課 介護サービス係

住 所 〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842

電話 042-497-2080

- (4) 小平市役所 高齢者支援課地域支援担当

住 所 〒187-8701 小平市小川町 2-1333 健康福祉事務センター1階

電話 042-346-9539

- (5) 西東京市健康福祉部高齢者支援課認定相談係

住 所 〒188-8666 西東京市南町五-6-13

電話 042-464-1311

- (6) その他 (住所地にある苦情の窓口等)



- ③ 東京都国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177 (直通)

9. 事故処理および対応

(ア) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

(イ) 当事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった対応について記録します。

(ウ) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

事業所お客様事故受付担当 稲垣貴文

電話 042-420-1691

10. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画および災害に係る業務継続計画を策定します。
- ② 感染症および災害に係る研修を定期的に（年1回以上）行います。
- ③ 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11. 衛生管理

感染症の予防およびまん延防止に関する会議等においてその対策を協議し対応指針を作成する。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 明昭
代表者役職・氏名	代表取締役 藤田 千代士
法人所在地	東京都足立区保木間四丁目3番5号
電話番号	03-5851-3581

令和 年 月 日

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地：東京都東久留米市滝山5丁目6番2号
名 称：ケアプランカルペディエム

説明者： ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防支援についての重要
事項の説明を受け了承しました。

利用者 住 所：

氏 名： ⑩

(代筆者) 住 所：

氏 名 (続柄)： ⑩

【 居宅介護支援重要事項説明書 】

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-420-1691 (担当 稲垣貴文)

※ご不明な点は、何でもお問い合わせ下さい。

2. ケアプランカルペディエムの概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランカルペディエム
所在地	東京都東久留米市滝山5丁目6番2号
介護保険事業所番号	1374802286
通常の事業実施地域	東久留米市、東村山市、清瀬市、小平市、西東京市

(2) 同事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	介護支援専門員と兼務	1名
介護支援専門員	0名	0名		0名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後5時(12月29日～1月3日除く)
土曜日、日曜日	お休み

※緊急連絡電話 042-420-1691

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

*サービス提供までの流れ

- ①居宅介護支援の申し込み→②居宅介護支援契約書の作成
→③サービス提供開始

*サービスの内容

- ①介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう解決すべき問題を把握する。
- ②介護支援専門員は複数の指定居宅サービス事業者等の情報を適正に利用者またはその家族に提供し、利用者は居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- ③介護支援専門員は、利用者およびその家族の希望並びに前項より把握された解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成する。また利用者は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求める事が出来ます。

- ④介護支援専門員は、サービス担当者会議において居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し利用者の情報等を各担当者と共有し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - ⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握を行い必要に応じて居宅サービス計画の変更、またサービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - ⑥介護支援専門員は⑤に規定する実施状況の把握に当たっては特段の事情のない限り少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者面接し実施状況の把握を行うものとする。
 - ⑦介護支援専門員は利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難になったと認める場合もしくは利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、それらの施設への紹介その他の便宜を図る。
 - ⑧サービス事業者の選定に関しては、利用者・家族の希望をふまえて公正中立に決定する。
- *医療機関へ入院した利用者の退院後の円滑な在宅生活への移行を促進する目的で、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名および連絡先を当該医療機関にお伝え下さい。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を住所地の市区町村の窓口に提出し払戻の手続きを行って下さい。(払戻についてはご相談下さい。)

居宅介護支援費 I - i (取扱件数 45 件未満)

要介護 1・2 月 12, 000 円

要介護 3・4・5 月 15, 591 円

居宅介護支援費 I - ii (取扱件数 45 件以上 60 件未満)

要介護 1・2 月 6, 011 円

要介護 3・4・5 月 7, 779 円

居宅介護支援費 I - iii (取扱件数 60 件以上)

要介護 1・2 月 3, 602 円

要介護 3・4・5 月 4, 663 円

<加算>

初回加算 3, 315 円、入院時情報連携加算 I 2, 762 円・II 2, 210 円、通院時情報連携加算 552 円（月 1 回が限度）、退院・退所加算 I カンファレンス参加無 4, 972 円、有 6, 630 円・II カンファレンス参加無 6, 630 円、有 8, 287 円・III カンファレンス参加有 9, 945 円、ターミナルケアマネジメント加算 4, 420 円、緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 210 円（月 2 回が限度）看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価により適当と認められるケースについては居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

○ケアプラン連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合

居宅介護支援費 II-i （取扱件数 50 件未満）

要介護 1・2 月 12, 000 円

要介護 3・4・5 月 15, 591 円

居宅介護支援費 II-ii （取扱件数 50 件以上 60 件未満）

要介護 1・2 月 5, 823 円

要介護 3・4・5 月 7, 547 円

居宅介護支援費 II-iii （取扱件数 60 件以上）

要介護 1・2 月 3, 491 円

要介護 3・4・5 月 4, 530 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、原則として介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費（公共交通機関等の実費）が必要になる場合があります。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方法

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助が出来るよう居宅サービス計画の作成を行う。

事業の実施に当たっては、関係市区町村地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの受給が出来るよう努めるものと

する。

(2) 居宅介護支援の実施等

事業所ではケアプラン作成において利用者の解決すべき問題を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援致します。

(3) サービス利用のために

介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

6. 秘密保持

- ①介護支援専門員及び事業者の使用する従業者は、在職中及び退職後においてもサービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②介護支援専門員および事業者は、利用者及び利用者の家族等から知り得た個人情報を介護保険に関わるサービス事業者等への提示、サービス担当者会議等用以外では用いません。
- ③介護支援専門員および事業者は、利用者の個人情報の使用に当たっては事前に利用者および家族等の同意を得てから使用致します。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 稲垣貴文
電話 042-420-1691
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口(連絡先)担当者の設置

- ① 連絡先 Tel042-420-1691 fax042-420-1692
- ② 担当者名 稲垣貴文
- ③ 受付時間 9:00～17:00
- ④ 担当者が不在の場合の対応 事業所の従業員が初期対応出来る様に体制を整え、後に担当者へ引き継ぐ。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

①苦情原因の把握

- a 利用者またはその家族等から苦情も訴えを良く聴き、必要に応じ利用者宅を訪問する等状況把握に努める。
- b 介護支援専門員は、利用者の置かれている立場等を十分配慮しながら、誠意をもって対応する事と心掛け、聞き取りを行う。
- c その他の処遇等に関する苦情においても、利用者のプライバシー等に十分配慮したうえで関係者と協力して事実確認等を実施する。

②検討会の実施

- a 必要に応じ、苦情発生に関して事実関係の精査等を実施する為に、事業所内において検討会を開催する。
- b 解決後において、再度苦情が発生しない様、方策を決定する為に検討会を開催する。

③改善の実施

- a 検討会において、事業所が責めを帰すべき苦情に関しては、誠意をもってお詫びをし、今後の再発防止策の提案をしたうえで、再度利用者の意見を聞き再発防止に生かす。
- b 事業所が責めを帰さない場合であっても、訴えに対し傾聴し、もし誤解があるような場合は、不快な思いをさせない様配慮しながら説明を得られる様努力する。

④解決困難な場合

地域の権利擁護センターや、東京都国民健康保険団体連合会、各保険者介護保険課等の窓口を利用し解決へ向かう様にする。

⑤再発防止

②の検討会において決定した再発防止策の実施徹底が出来ているのかの検証を事業所内会議等において実施する。

⑥事故発生時の対応など。

- a 事故発生時は、利用者の身体を第一とした対応を心掛け、救急要請等や各利用者の緊急連絡先に応じた対応を心掛ける。
- b 市区町村介護保険課へ報告する。
- c 再発防止の為の方策を実施する。

(3) その他の参考事項

事業所内研修において、使用者のプライバシーに配慮したうえで再発防止勉強会においてケーススタディを行う。

- ① 事業所お客様相談、苦情受付担当 稲垣貴文
電話 042-420-1691

*当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

② 通常の事業実施地域の苦情相談窓口

(1) 東久留米市役所 福祉保健部介護福祉課介護サービス係

住 所 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1

電話 042-470-7750

東久留米市 西部地域包括支援センター

住 所 〒203-0043 東久留米市下里 4-2-50

電話 042-472-0661

(2) 東村山市役所 健康福祉部介護保険課

住 所 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 いきいきプラザ 1 階

電話 042-393-5111 (内線 3501~3504)

(3) 清瀬市役所 介護保険課 介護サービス係

住 所 〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842

電話 042-497-2080

(4) 小平市役所 高齢者支援課地域支援担当

住 所 〒187-8701 小平市小川町 2-1333 健康福祉事務センター1 階

電話 042-346-9539

(5) 西東京市健康福祉部高齢者支援課認定相談係

住 所 〒188-8666 西東京市南町五-6-13

電話 042-464-1311

(6) その他 (住所地にある苦情の窓口等)

③ 東京都国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177 (直通)

9. 事故処理および対応

- (ア) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。
- (イ) 当事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった対応について記録します。
- (ウ) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

事業所お客様事故受付担当 稲垣貴文

電話 042-420-1691

10. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画および災害に係る業務継続計画を策定します。
- ② 感染症および災害に係る研修を定期的に（年1回以上）行います。
- ③ 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11. 衛生管理

感染症の予防およびまん延防止に関する会議等においてその対策を協議し対応指針を作成する。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 明昭
代表者役職・氏名	代表取締役 藤田 千代士
法人所在地	東京都足立区保木間四丁目3番5号
電話番号	03-5851-3581

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地：東京都東久留米市滝山5丁目6番2号
名 称：ケアプランカルペディエム

説明者： ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重
要事項の説明を受け了承しました。

利用者 住 所：

氏 名： ⑩

(代筆者) 住 所：

氏 名 (続柄)：